

事務連絡
令和4年10月25日

介護保険施設・関係従事者 様
居宅介護支援事業所 様
認定調査委託事業所 様

河内町福祉課長 吉田 茂久

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定有効期間の自動延長廃止について

平素より当町の介護保険運営にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、令和4年10月14日付介護保険最新情報 Vol.1106 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」が、国より発出されましたが当町として下記のとおり扱う事としますので遺漏なきようご対応ください。

記

自動延長を認定有効期間が令和5年3月31日までの方とし、以降の方の自動延長を廃止します。

※自動延長した保険証の発送は、認定有効期間満了の月初めに発送予定

(例)認定有効期間：令和4年11月30日の方→令和4年11月1日頃発送予定

※**令和5年4月1日以降に認定有効期間満了となる方は従来のとおり、更新申請を行ってください。**(有効期間満了の60日前から更新申請可能となります。)

※自動延長対象者であっても通常の更新申請も可能ですので、必要な方は有効期間の40日前までに通常の申請してください。(また、保険証が発送された後に状態の変化があった場合はご相談ください。)

添付資料【厚生労働省老健局老人保健課】事務連絡 令和4年10月14日付
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

問合せ
河内町役場福祉課 介護保険係
0297-84-2111
担当 大槻 (内線133)